

2020年度 臓器提供施設連携体制構築事業費助成金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「JOT」という。）が、臓器提供施設連携体制構築事業実施要綱に基づき、地域における臓器提供体制の構築をするため、臓器提供施設連携体制構築事業費助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この助成金は、臓器提供の経験が豊富な施設から、臓器提供の経験が少ない施設等に対して、臓器提供時の情報提供や脳死判定等の実際、また人員配置やマニュアル作成のノウハウを助言するとともに、臓器提供事例発生時に医師や検査技師等が応援に駆けつける等の支援を行うことで、地域における臓器提供体制の構築を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この助成金は、別に定める公募要項の要件に従って選定された拠点施設（以下「助成事業者」という。）に対し交付するものとする。

(助成金の対象となる活動)

第4条 この助成金の交付の対象となる活動（以下「助成活動」という。）は、第2条の目的を達成するために、助成事業者を含め3か所以上の5類型施設で病院群を形成して行う次の活動とする。

(1) 臓器提供に関する地域における教育体制の構築

(2) 臓器提供事例発生時の連携施設への支援体制の構築

2 助成活動の実施期間は、助成決定の日から翌年3月31日までとする。

3 前項に関わらず、前年度に当該事業を実施した助成事業者が引き続き本年度も実施を希望し、かつ採択された場合は、所定の手続きの上、2020年4月1日に遡及して事業を実施することができるものとする。

(助成金の対象経費)

第5条 この助成金の対象経費は、本事業の活動に必要な諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、賃金及び雑費とする。

(交付額の算定方法)

第6条 この助成金の交付額は、活動ごとに算出された額の合計額とする。ただし、活動ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとするときは、別に定める公募要項に従い、申請書を公益社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 理事長は、前条により助成事業者から申請があったときは、その妥当性を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、申請期限から1か月以内に交付決定通知書(様式第1号)を助成事業者に送付するものとする。

2 理事長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して助成金の交付を決定することができる。

(申請の取下げ)

第9条 助成事業者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、助成金の交付の申請を取下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から14日以内に、交付申請取下げ書(様式第2号)を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(助成活動の遂行)

第10条 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容(次条に基づく承認をした場合は、その承認された内容。以下同じ。)及びこれに付された条件、その他この要綱に基づく理事長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって助成活動を行わなければならない。助成金を他の用途へ使用してはならない。

(計画の変更の承認)

第11条 助成事業者は、助成活動の内容を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書(様式第3号)を理事長に提出し、その承認を受けな

ればならない。ただし、第8条第1項により交付の決定された助成金の額に影響を及ぼさない範囲内で、助成活動の20%以内の額を変更する場合には、この限りでない。

- 2 理事長は、前項の計画変更を承認した場合において、計画変更承認及び変更交付決定通知書(様式第4号)を助成事業者に送付するものとする。
- 3 理事長は、前項の場合において、必要に応じ、計画変更承認申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付することができる。

(助成活動の中止又は廃止)

第12条 助成事業者は、助成活動を中止又は廃止しようとするときは、助成活動中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(助成活動遅延の報告)

第13条 助成事業者は、助成活動が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合、又はその遂行が困難となった場合は、速やかに理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14条 助成事業者は、助成活動の遂行及び支出状況について理事長から報告を求められたときは、速やかに活動状況報告書(様式第6号)を理事長に提出しなければならない。

(助成活動の遂行命令)

- 第15条 理事長は、助成事業者が提出する報告等により、その者の助成活動が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該助成活動を遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該助成活動の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第16条 助成事業者は、助成活動の完了の日から起算して1か月を経過した日(第12条により活動の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書(様式7号)をJOT理事長に提出して行わなければ

ばならない。

(交付の確定)

第17条 理事長は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成活動の実施成果が、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、確定通知書(様式第8号)を助成事業者に送付するものとする。

(交付の取消)

第18条 理事長は、助成事業者が次の各号の一に該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付の目的、内容が適当と認められないとき
- (2) 偽りその他不正の手段により対象経費の交付を受けたとき
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき
- (4) 前3号のほか、本事業に関し助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は理事長の指示に従わなかったとき

(助成金の返還)

第19条 理事長は、前条により交付の取消を行ったときは、交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 2 理事長は、交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分についてJOTに返還することを命ずる。

(調査等)

第20条 理事長は、助成金の執行の適正を期するために必要と認めるときは、助成事業者に対し報告をさせ、又はJOT職員にその事務所等に立入り、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。

- 2 理事長は、前項の規定による調査等により、当該助成活動が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合していないと認めるときは、助成事業者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(助成金の経理)

第21条 助成事業者は、収支簿を備え、他の経理と区分して助成活動の収入額

及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 助成事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに、当該帳簿及び証拠書類を助成金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

（制定と改廃）

第23条 この要綱の制定と改廃は、理事長の承認を得て行う。

附 則 この要綱は、2020年4月1日から施行する。